

ネットワーク安全法、
データ安全法、個人情報保護法、
まだ当社には関係ない？

中国国内から国外への情報・データ移転 ～ 2022年9月1日の前と後での変化

2022年11月

具体的なルールがまだ決まっていないから、
対応しようとしてもできない？

同業他社も様子見だから
当社も大丈夫？

弁護士法人キャストグローバル
弁護士・中小企業診断士 金藤 力

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

**重要データや個人情報の国外への提供・移転については、
まだ具体的な規定が出ていないので、あまり気にしなくて良い？**

2022年9月1日までは、一般の企業ではそう言えました。

- ✓ 2021年は《データ安全法》、《個人情報保護法》が相次いで公布・施行され、一定の場合には国外への提供・移転の手続きが必要になることを規定していました。
- ✓ しかし、「基幹情報インフラストラクチャー運営者」に該当する企業以外は、その手続きが必要となる条件も手続きも未定であったため、具体的な対応が必須と判断される状況には至っていませんでした。

2022年9月1日以降は、そう簡単には言えないかもしれません。

- ✓ しかし、2022年6月に《データ出国安全評価弁法》が発布され、**2022年9月1日から**施行されました。この弁法所定の条件に該当する場合、速やかに申請手続きを行うことが義務付けられています。
- ✓ 施行後6ヵ月の猶予期間が与えられていますので、この期間のうちに、各社における申請の要否を確認しておくことが望まれます。

背景：データの国外移転のための申請が必要になる場面

《データ安全法》、《個人情報保護法》では「別途定める」となっていた部分が、《データ出国安全評価弁法》によって明確になり、具体的義務化されました。

《データ出国安全評価弁法》

第4条 データ処理者は、境外に対しデータを提供するにあたり、次に掲げる事由の1つがある場合には、所在地の省級のネットワーク安全・情報化部門を通じて国のネットワーク安全・情報化部門に対し**データ出境安全評価を申請しなければならない。**

- (一) データ処理者が境外に対し**重要データ**を提供するとき。
- (二) 基幹情報インフラストラクチャーの運営者及び**100万人以上の個人情報**を処理するデータ処理者が境外に対し個人情報を提供するとき。
- (三) **前年1月1日から累計で**境外に対し**10万人の個人情報又は1万人の機微な個人情報**を提供したデータ処理者が境外に対し個人情報を提供するとき。
- (四) 国のネットワーク安全・情報化部門が定める、データ出境安全評価を申請する必要があるその他の事由

ありませんか？ 古い知識や思い込み...

データや個人情報の規制は、地域や業種を問わず一律？

地域と業種によって差を設けることが予定されています。

何が「重要データ」であるのかについては、「各地区及び各部門」が、地区・部門及び業種・分野ごとに具体的目録を確定することとなっています。

《データ安全法》

第21条 3. 各地区及び各部門は、データ分類分級保護制度に従い、**当該地区、当該部門及び関連業種又は分野の重要データの具体的目録を確定し、目録に組み入れられたデータに対し重点保護を実行しなければならない。**

- 
- 正確な法的理解と各種場面での関係政府機関との調整実績に基づいて、**申請の要否についての検討及び自己評価などの対応をサポートします。**

弁護士が語る 中国ビジネスの現場

弁護士・中小企業
診断士
金藤 力

中国法務 診断

検索

ブログでも最新情報を
一部ご紹介しています。
是非ご覧ください。



弁護士法人キャストグローバル 大阪事務所
パートナー・大阪事務所代表
弁護士/中小企業診断士 金藤 力
E-mail : kanefuji@castglobal-law.com
Tel : 06-4706-0780 (代表)

Webサイト (キャスト中国ビジネス) :
<http://www.cast-china.biz/>